

第32号議案 長崎市設小売市場条例等の一部を改正する条例

【目次】	【ページ】
1 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて ……	1
2 長崎市設小売市場条例等の一部を改正する条例の概要	
(1) 改正理由 ……	2
(2) 改正の内容	
ア 長崎市設小売市場条例 ……	2
イ 長崎市中央卸売市場業務条例 ……	3~4
ウ 長崎市市民生活プラザ条例 ……	5~6
(3) 施行期日 ……	6
(4) 新旧対照表	
ア 長崎市設小売市場条例 ……	7
イ 長崎市中央卸売市場業務条例 ……	8~9
ウ 長崎市市民生活プラザ条例 ……	10~11



1 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成31年10月1日に8%から10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

(1) 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。
75 条例が改正対象。

(2) 消費税転嫁の方針

ア 外税については、100分の108を100分の110とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

イ 内税については、消費税5%の時点の単価に105分の110を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10円単位の転嫁とし、10円未満の端数は切り捨てる。

※平成26年4月1日に5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

(3) 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10円単位	宿泊料	1円単位	附属設備	1円単位
駐車場	10円単位	会議室等	1円単位	模写手数料	1円単位
ロッカー等	10円単位	スポーツ施設	1円単位	各種手数料	1円単位

2 長崎市設小売市場条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため、長崎市設小売市場等の使用料等を改正しようとするもの。

(2) 改正の内容

ア 長崎市設小売市場条例

(ア) 別表（第5条関係）

a 長崎市設中央小売市場の使用料

種別	単位	現行	改正案
店舗	1平方メートルにつき1月	3,272円	3,333円
倉庫	1平方メートルにつき1月	1,308円	1,333円

b 長崎市設高島市場の使用料

種別		単位	現行	改正案
店舗	開口部3メートル未満	1店舗につき1月	10,038円	10,224円
	開口部3メートル以上	1店舗につき1月	12,414円	12,644円
倉庫	開口部3メートル未満	1倉庫につき1月	5,019円	5,112円
	開口部3メートル以上	1倉庫につき1月	6,202円	6,317円
共同店舗		1区画につき1日	216円	220円

c 長崎市設池島総合食料品小売センターの使用料

種別		単位	現行	改正案
店舗	15.9平方メートル	1店舗につき1月	10,594円	10,790円
	10.5平方メートル	1店舗につき1月	6,788円	6,914円
	9.4平方メートル	1店舗につき1月	6,274円	6,390円
	8.9平方メートル	1店舗につき1月	5,760円	5,866円
生産者売場		1区画につき1日	102円	104円
臨時店舗		1区画につき1日	2,118円	2,158円

(参考)

区分	平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
中央小売市場使用料	228件	287,105円
高島市場使用料	60件	16,142円
池島総合食料品小売センター使用料	24件	4,525円
合計	312件	307,772円

イ 長崎市中央卸売市場業務条例

(ア) 卸売価格、買受代金の定義、売買仕切書に記載する事項

軽減税率の導入に伴い、取引価格に消費税率が8%のものと10%のものが混在することとなるため、条文中の表現を改めるもの。

改正条文	規定内容	改正内容
第 48 条	※1 卸売価格 の定義	「取引に係る価格の100分の108に相当する価格」を「取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額を加えた価格」に改正
第 56 条	※2 売買仕切書に 記載する事項	「100分の8に相当する金額」を「消費税額及び地方消費税額に相当する金額」に改正
第 60 条	※3 買受代金 の定義	「買い受けた物品の代金(買い受けた額の100分の108に相当する額とする。)」を「買受けた物品の代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)」に改正

※1 卸売価格：卸売業者が買受人（仲卸業者・売買参加者）に販売する価格

※2 売買仕切書：卸売業者が受託物品を販売した際、出荷者（販売委託者）に対し、送付する販売内容の明細

※3 買受代金：買受人（仲卸業者・売買参加者）が卸売業者に支払う価格

(イ) 委託手数料及び市場使用料（第58条、第70条及び別表第4）

これまで、税込みの卸売金額に料率を乗じて算定していたが、軽減税率の導入に伴い、卸売金額には、消費税率が8%のものと10%のものが混在することとなり、このままでは、消費税増税分を正しく転嫁できなくなることから、算定方法を改めるもの。

【現行】 (食 品) 卸売金額 (税込：8%) × 料率
(食品以外) 卸売金額 (税込：8%) × 料率



消費税改定



このままでは、 (食 品) 卸売金額 (税込：8%) × 料率
(食品以外) 卸売金額 (税込：10%) × 料率

正しく転嫁
できない。



【改正案】 (食 品) } 卸売金額 (税抜き) × 料率 × 10% (消費税率)
(食品以外) }

(参考) 転嫁による影響見込額

区分	平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額(通年)
卸売業者市場使用料	24件	882,418円
卸売業者売場使用料	24件	224,064円
低温売場施設使用料	24件	41,712円
仲卸業者売場使用料	240件	311,040円
買荷保管積込所使用料	324件	244,022円
倉庫使用料	72件	127,670円
冷蔵庫使用料	48件	96,595円
関連事業者市場使用料	156件	163,778円
関係業者事務所使用料	144件	246,648円
仮眠所使用料	12件	5,400円
会議室使用料	4件	14円
屋上駐車場使用料	24件	960円
空地使用料	180件	175,358円
合計	1,276件	2,519,679円

ウ 長崎市市民生活プラザ条例

(ア) 別表 (第8条関係)

a ホールの利用に係る基準額

区分		利用時間	現行	改正案	
入場料等を徴収しない場合	平日	午前9時30分から正午まで	8,022円	8,171円	
		午後1時から午後5時まで	16,045円	16,342円	
		午後6時から午後10時まで	20,160円	20,533円	
	土曜日、日曜日又は休日	午前9時30分から正午まで	9,462円	9,638円	
		午後1時から午後5時まで	18,925円	19,276円	
		午後6時から午後10時まで	24,068円	24,514円	
入場料等を徴収する場合	(現行) 最高の入場料等が <u>3,085円</u> 以下のとき ↓ (改正案) 最高の入場料等が <u>3,142円</u> 以下のとき	平日	午前9時30分から正午まで	12,034円	12,257円
			午後1時から午後5時まで	24,068円	24,514円
			午後6時から午後10時まで	30,240円	30,800円
		土曜日、日曜日又は休日	午前9時30分から正午まで	14,194円	14,457円
			午後1時から午後5時まで	28,388円	28,914円
			午後6時から午後10時まで	36,102円	36,771円
	(現行) 最高の入場料等が <u>3,085円</u> を超えるとき ↓ (改正案) 最高の入場料等が <u>3,142円</u> を超えるとき	平日	午前9時30分から正午まで	16,045円	16,342円
			午後1時から午後5時まで	32,091円	32,685円
			午後6時から午後10時まで	40,320円	41,066円
		土曜日、日曜日又は休日	午前9時30分から正午まで	18,925円	19,276円
			午後1時から午後5時まで	37,851円	38,552円
			午後6時から午後10時まで	48,137円	49,028円

b 会議室の利用に係る基準額

区分	利用時間	現行	改正案
70平方メートル以上	午前9時30分から正午まで	6,171円	6,285円
	午後1時から午後5時まで	10,285円	10,476円
	午後6時から午後9時まで	12,342円	12,571円
	午前9時30分から午後5時まで	16,456円	16,761円
	午後1時から午後9時まで	22,627円	23,047円
	午前9時30分から午後9時まで	28,798円	29,332円
40平方メートル以上70平方メートル未満	午前9時30分から正午まで	3,085円	3,142円
	午後1時から午後5時まで	5,142円	5,238円
	午後6時から午後9時まで	6,171円	6,285円
	午前9時30分から午後5時まで	8,227円	8,380円
	午後1時から午後9時まで	11,313円	11,523円
	午前9時30分から午後9時まで	14,398円	14,665円
40平方メートル未満	午前9時30分から正午まで	1,542円	1,571円
	午後1時から午後5時まで	2,571円	2,619円
	午後6時から午後9時まで	3,085円	3,142円
	午前9時30分から午後5時まで	4,113円	4,190円
	午後1時から午後9時まで	5,656円	5,761円
	午前9時30分から午後9時まで	7,198円	7,332円

(参考)

区分	平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
ホール利用料金	276件	77,777円
会議室利用料金	634件	55,555円
合計	910件	133,332円

(3) 施行期日

平成31年10月1日

(4) 新旧対照表

ア 長崎市設小売市場条例

別紙作成

イ 長崎市中央卸売市場業務条例

別紙作成

ウ 長崎市市民生活プラザ条例

別紙作成

長崎市設小売市場条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
1 長崎市設中央小売市場の使用料				1 長崎市設中央小売市場の使用料			
種別	単位		金額	種別	単位		金額
店舗	1平方メートルにつき1月		円 3,272	店舗	1平方メートルにつき1月		円 3,333
倉庫	1平方メートルにつき1月		1,308	倉庫	1平方メートルにつき1月		1,333
2 長崎市設高島市場の使用料				2 長崎市設高島市場の使用料			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
店舗	開口部3メートル未満	1店舗につき1月	円 10,038	店舗	開口部3メートル未満	1店舗につき1月	円 10,224
	開口部3メートル以上	1店舗につき1月	12,414		開口部3メートル以上	1店舗につき1月	12,644
倉庫	開口部3メートル未満	1倉庫につき1月	5,019	倉庫	開口部3メートル未満	1倉庫につき1月	5,112
	開口部3メートル以上	1倉庫につき1月	6,202		開口部3メートル以上	1倉庫につき1月	6,317
共同店舗		1区画につき1日	216	共同店舗		1区画につき1日	220
3 長崎市設池島総合食料品小売センターの使用料				3 長崎市設池島総合食料品小売センターの使用料			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
店舗	15.9平方メートル	1店舗につき1月	円 10,594	店舗	15.9平方メートル	1店舗につき1月	円 10,790
	10.5平方メートル	1店舗につき1月	6,788		10.5平方メートル	1店舗につき1月	6,914
	9.4平方メートル	1店舗につき1月	6,274		9.4平方メートル	1店舗につき1月	6,390
	8.9平方メートル	1店舗につき1月	5,760		8.9平方メートル	1店舗につき1月	5,866
生産者売場		1区画につき1日	102	生産者売場		1区画につき1日	104
臨時店舗		1区画につき1日	2,118	臨時店舗		1区画につき1日	2,158
附 則				附 則			
（施行期日）				（施行期日）			
1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。				1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。			
（使用料に関する経過措置）				（使用料に関する経過措置）			
2 第1条の規定による改正後の長崎市設小売市場条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。				2 第1条の規定による改正後の長崎市設小売市場条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。			

長崎市中央卸売市場業務条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格の100分の108に相当する価格をいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>	<p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>
<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第56条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の8に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第61条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額）、控除すべき第58条第1項の規定により市長の承認を得た委託手数料の率により算定した委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p>	<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第56条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第61条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額）、控除すべき第58条第1項の規定により市長の承認を得た委託手数料の率により算定した委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(委託手数料の率)</p> <p>第58条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料（卸売金額（卸売をした物品の卸売価格ごとに当該卸売をした物品の数量を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）に料率を乗じて得た金額とする。）の率を定め</p>	<p>2 略</p> <p>(委託手数料の率)</p> <p>第58条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料（卸売金額（卸売をした物品の卸売価格ごとに当該卸売をした物品の数量を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）から消費税額及び地方消費税額に相当する額を</p>

現行	改正後（案）																												
<p>るときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。</p>	<p><u>除いた額に料率を乗じ、その額に100分の110</u>を乗じて得た金額とする。)の率を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。</p>																												
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>																												
<p>(買受代金の即時支払義務)</p>	<p>(買受代金の即時支払義務)</p>																												
<p>第60条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)買い受けた物品の代金(買い受けた額の100分の108に相当する額とする。)を支払わなければならない。</p>	<p>第60条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)買い受けた物品の代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)を支払わなければならない。</p>																												
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>																												
<p>(使用料等)</p>	<p>(使用料等)</p>																												
<p>第70条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4の金額(卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料以外の使用料については、当該金額に100分の108を乗じて得た額)の範囲内において規則で定める。</p>	<p>第70条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4の金額に100分の110を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。</p>																												
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>																												
<p>別表第4</p>	<p>別表第4</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者市場使用料</td> <td>卸売金額の1,000分の3.0に相当する額</td> </tr> <tr> <td>卸売業者売場使用料</td> <td>1平方メートルにつき月額 120円</td> </tr> <tr> <td>低温売場施設使用料</td> <td>1式 月額 208,580円</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者市場使用料</td> <td>仲卸業者が第49条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3.0に相当する額</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者売場使用料</td> <td>1平方メートルにつき月額 600円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3.0に相当する額	卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 120円	低温売場施設使用料	1式 月額 208,580円	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第49条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3.0に相当する額	仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 600円	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者市場使用料</td> <td>卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の3.0に相当する額</td> </tr> <tr> <td>卸売業者売場使用料</td> <td>1平方メートルにつき月額 120円</td> </tr> <tr> <td>低温売場施設使用料</td> <td>1式 月額 208,580円</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者市場使用料</td> <td>仲卸業者が第49条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の3.0に相当する額</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者売場使用料</td> <td>1平方メートルにつき月額 600円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の3.0に相当する額	卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 120円	低温売場施設使用料	1式 月額 208,580円	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第49条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の3.0に相当する額	仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 600円	略	
種別	金額																												
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3.0に相当する額																												
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 120円																												
低温売場施設使用料	1式 月額 208,580円																												
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第49条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3.0に相当する額																												
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 600円																												
略																													
種別	金額																												
卸売業者市場使用料	卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の3.0に相当する額																												
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 120円																												
低温売場施設使用料	1式 月額 208,580円																												
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第49条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の3.0に相当する額																												
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき月額 600円																												
略																													

長崎市市民生活プラザ条例新旧対照表

現行					改正後(案)				
別表(第8条関係)					別表(第8条関係)				
1 ホールの利用に係る基準額					1 ホールの利用に係る基準額				
区分	利用時間	午前9時30分	午後1時から	午後6時から	区分	利用時間	午前9時30分	午後1時から	午後6時から
		正午まで	午後5時まで	午後10時まで			正午まで	午後5時まで	午後10時まで
入場料等を徴収しない場合	平日	円 8,022	円 16,045	円 20,160	入場料等を徴収しない場合	平日	円 8,171	円 16,342	円 20,533
	土曜日、日曜日又は休日	9,462	18,925	24,068		土曜日、日曜日又は休日	9,638	19,276	24,514
入場料等が3,085円をき	最高の入場料等が3,085円以下のとき	平日 12,034	24,068	30,240	入場料等が3,142円をき	最高の入場料等が3,142円以下のとき	平日 12,257	24,514	30,800
	土曜日、日曜日又は休日	14,194	28,388	36,102		土曜日、日曜日又は休日	14,457	28,914	36,771
徴収する場	最高の入場料等が3,085円を超えるとき	平日 16,045	32,091	40,320	徴収する場	最高の入場料等が3,142円を超えるとき	平日 16,342	32,685	41,066
	土曜日、日曜日又は休日	18,925	37,851	48,137		土曜日、日曜日又は休日	19,276	38,552	49,028

現行							改正後(案)						
2 会議室の利用に係る基準額							2 会議室の利用に係る基準額						
利用時間 区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	利用時間 区分	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
70平方メートル以上	円 6,171	円 10,285	円 12,342	円 16,456	円 22,627	円 28,798	70平方メートル以上	円 6,285	円 10,476	円 12,571	円 16,761	円 23,047	円 29,332
40平方メートル以上	3,085	5,142	6,171	8,227	11,313	14,398	40平方メートル以上	3,142	5,238	6,285	8,380	11,523	14,665
70平方メートル未満							70平方メートル未満						
40平方メートル未満	1,542	2,571	3,085	4,113	5,656	7,198	40平方メートル未満	1,571	2,619	3,142	4,190	5,761	7,332
備考 略							備考 略						
							<p align="center">附 則</p> <p align="center">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p align="center">(利用料金に関する経過措置)</p> <p>2 第3条の規定による改正後の長崎市市民生活プラザ条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受け る者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許 可を受けた者の利用料金については、なお従前の例に よる。</p>						